

## 新型コロナウイルス感染症に関する各種支援施策について

新型コロナウイルス感染症で事業に影響を受けている中小企業者等が活用できる、各種支援メニューをまとめ、掲載しています。

### 1. 浜松地域イノベーション推進機構の支援

- ・相談
- ・専門家派遣
- ・地域企業の新型コロナウイルス感染症に対する取組の情報提供

### 2. 行政機関・政府系金融機関の支援

- (1) 総合案内
- (2) 各種相談窓口
- (3) 給付金・助成金（事業継続・雇用維持）
- (4) 資金繰り支援（信用保証・融資）
- (5) 納税等猶予
- (6) 補助金（設備投資・販路開拓・新事業展開等）

### 3. 民間金融機関の支援

- ・静岡銀行
- ・浜松磐田信用金庫
- ・遠州信用金庫

令和3年4月16日時点 <第13版>

紙媒体をご覧の方へ

下記 URL にて情報を  
適宜更新しています。



<https://www.hai.or.jp/news/covid-19/>

#### 【更新履歴】

- R2.7.13：家賃支援給付金の情報追加、融資枠拡大等の措置を反映
- R2.8.18：小規模企業経営力向上事業費補助金を追加ほか各種情報更新
- R2.9.1：国税・地方税等の徴収猶予制度を追加
- R2.10.27：休業支援金・給付金を追加ほか各種情報更新
- R3.2.2：国の3次補正予算の内容等を反映
- R3.4.16：募集を開始した補助金情報等を更新

## 1. 浜松地域イノベーション推進機構の支援

### 【相談】

中小企業者が直面する経営・技術・知財など、種々の問題・課題に対して財団在籍のコーディネーターが相談に応じ、解決に向けてサポートします。

URL: <https://www.hai.or.jp/menu/menu-95/>

### 【専門家派遣】

専門的知識と実務経験を要する相談に対して、内容やニーズに応じた有資格者などを専門家アドバイザーとして派遣します。新型コロナウイルス感染症の影響により、事業計画の見直し等が生じた場合など、専門家派遣のご利用を希望される方は、ご相談ください。（対象：浜松市内中小企業者等）

URL: <https://www.hai.or.jp/menu/senmonka/>

（令和3年度分は4月1日から募集）

※浜松市外の方は、県産業振興財団の専門家派遣やミラサポでの専門家派遣がご利用いただけます。

（県産業振興財団：<http://www.ric-shizuoka.or.jp/advice/>）

（中小企業119（旧ミラサポ専門家派遣事業）：<https://chusho119.go.jp/>）

### 【情報提供】

浜松地域イノベーション推進機構では、企業へのヒアリング等を通じて、新型コロナウイルス感染症への対策に取り組む地域企業について情報を収集しています。下記 URL にて「感染症防止・拡大への対策の取組事例」や、「感染症を機に新製品等を開発・販売した事例」を発信していますので、対策の参考にして下さい。

URL: [https://www.hai.or.jp/act\\_covid-19/](https://www.hai.or.jp/act_covid-19/)

## 2. 行政機関・政府系金融機関の支援

### (1) 総合案内

経済産業省支援策パンフレット

「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

URL: <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

静岡県（市町含む）の補助金・助成金・融資の情報

URL: <https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/shizuoka.html>

### (2) 各種相談窓口

相談内容	窓口
資金繰り（経済変動対策貸付等）に関する相談	静岡県 経済産業部 商工金融課 054-221-2525
経営全般に関する相談	静岡県 経済産業部 経営支援課 054-221-2806
雇用全般に関する相談	静岡県 経済産業部 労働雇用政策課 054-221-2825
経営相談（融資等）	日本政策金融公庫 浜松支店 国民生活事業：053-454-2341 中小企業事業：053-453-1611
経営相談（融資等）	商工中金 浜松支店 053-454-1521
経営相談（融資等）	静岡県信用保証協会 054-252-2121
海外展開・貿易等に関する相談	ジェトロ 03-3582-5651
テレワーク導入に関する相談（厚労省事業）	テレワーク相談センター 0120-861-009
テレワークマネージャー相談（総務省事業）	<a href="https://teleworkmanager.go.jp/">https://teleworkmanager.go.jp/</a>
浜松市 新型コロナにかかるお問い合わせ	浜松市新型コロナコールセンター 0120-368-567
静岡県行政書士会による相談	静岡県行政書士会 054-254-3003 または HP <a href="https://www.sz-gyosei.jp/">https://www.sz-gyosei.jp/</a> （お問い合わせより）

(3) 給付金・助成金（事業継続・雇用維持・休業要請協力）

① 持続化給付金

内容	新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金	
対象者	受付終了	
助成内容		
申請等		
期限等		
URL		
窓口		
電話	(8/31 以前に申請された方) 0120-115-570 (9/1 以降に新規申請の方) 0120-279-292	

② 雇用調整助成金（特例措置）

内容	景気の変動、産業構造の変化などに伴い経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業、教育訓練）または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、事業主が負担した休業手当、出向にかかる賃金の一部を助成	
対象者	以下の条件を満たす全ての業種の事業主 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている	
助成内容	休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成	
補助率	(緊急対応期間) ・令和2年4月1日～令和3年4月30日までは中小企業 4/5、解雇を伴わない場合は最大 10/10 ※助成額の上限：対象労働者1人1日当たり 15,000円 ※特例措置以外は中小企業の場合 2/3 を助成	
URL	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kovou_roudou/kovou/kyufukin/pageL07.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kovou_roudou/kovou/kyufukin/pageL07.html</a>	
窓口	管轄のハローワークまたは雇用調整助成金センター（静岡） 054-653-6116 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999	

イノベ機構  
案内・相談窓口  
給付金  
資金繰り  
納税猶予  
補助金  
民間金融機関

## ③新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（労働者向け）

内容	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。
対象者	R2.4.1～「緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで」（令和3年5月、6月についても一定の措置を講ずる予定）の間に新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業主の命により休業した中小事業主の『労働者』
支援金額	1日当たり平均賃金額×80%（上限11,000円）×休業実績
URL	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html</a>
窓口	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 土日祝 8:30～17:15

## ④家賃支援給付金

内容	5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給
対象	受付終了
給付	受付終了
申請	受付終了
URL	<a href="https://yachin-shien.go.jp/">https://yachin-shien.go.jp/</a>
電話	家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930

#### (4) 資金繰り支援

##### <信用保証>

##### ①セーフティネット保証4号・5号

内容	(4号) 幅広い業種で影響が生じている地域(全47都道府県)について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。 (5号) 特に重大な影響が生じている業種(全業種)について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証
窓口	静岡県信用保証協会 浜松支店(または取引のある金融機関)
電話	053-458-1212

##### ②危機関連保証

内容	全国・全業種の事業者を対象に「危機関連保証」(100%保証)として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠(2.8億円)を措置
窓口	静岡県信用保証協会 浜松支店(または取引のある金融機関)
電話	053-458-1212

##### <融資>

##### ③新型コロナウイルス感染症特別貸付危機対応融資[日本政策金融公庫]

内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来している方を対象とした特別貸付
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、直近の売上高減少等の一定の条件を満たす方
資金用途	設備資金および運転資金
担保	無担保
限度額	中小事業6億円、国民事業8,000万円
利率	当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利 中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.26%→0.36% (利下げ限度額: 中小事業3億円、国民事業6,000万円) ※特別利子補給制度の対象であり、条件を満たす場合当初3年間で実質無利子となる
URL	<a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html</a>
窓口	日本政策金融公庫 浜松支店
電話	国民生活事業: 053-454-2341、中小企業事業: 053-453-1611

## ④新型コロナウイルス感染症特別貸付（危機対応融資）[商工中金]

内容	新型コロナウイルス感染症の影響により資金繰りに支障を来している中小企業者への特別貸付
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高または過去6か月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方等
資金使途	設備資金および運転資金
担保	無担保
限度額	6億円
利率	当初3年間 基準金利▲0.9%（1.11%→0.21%）、4年目以降基準金利 （利下げ限度額：3億円） ※特別利子補給制度の対象であり、条件を満たす場合当初3年間で実質無利子となる
URL	<a href="https://www.shokochukin.co.jp/disaster/pdf/covid_01.pdf">https://www.shokochukin.co.jp/disaster/pdf/covid_01.pdf</a>
窓口	商工中金 浜松支店
電話	053-454-1521

## ⑤マル経融資（新型コロナウイルス対策マル経融資）[日本政策金融公庫]

内容	商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う
対象者	最近1か月の売上高または過去6か月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者
資金使途	設備資金および運転資金
担保	無担保
限度額	別枠1,000万円
利率	経営改善利率1.21%より当初3年間、▲0.9%引下げ
URL	（日本政策金融公庫） <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html</a> （浜松商工会議所） <a href="https://www.hamamatsu-cci.or.jp/management-assistance/management/13.html">https://www.hamamatsu-cci.or.jp/management-assistance/management/13.html</a>
窓口	浜松商工会議所 経営支援課（ほか地域の商工会議所、商工会）
電話	053-452-1115

## ⑥特別利子補給制度

内容	上記③、④、⑤等の融資により借入れを行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成
要件	特別貸付等借入申込時点の最近1か月、その翌月若しくは翌々月の売上高又は直近6か月平均売上高と前3年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方 ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少 ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少
URL	<a href="https://tokubetsu-riho.jp/">https://tokubetsu-riho.jp/</a> オンライン申請（郵送申請も可）
問合せ先	中小企業基盤整備機構新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 0570-060515



⑦セーフティネット貸付（要件緩和）

内容	社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度
対象者	新型コロナウイルス感染症により影響が見込まれる事業者（売上等の数値要件なし）
資金使途	設備資金および運転資金
限度額	中小事業：7.2億円、国民事業4,800万円
利率	基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.86% (貸付期間5年、貸付期間・担保の有無等により変動)
URL	<a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m.html</a>
窓口	日本政策金融公庫 浜松支店
電話	国民生活事業：053-454-2341、中小企業事業：053-453-1611 または公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

⑧静岡県制度融資 経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）

内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上減少、資金繰り悪化等の影響を受けている中小企業者への融資
対象者	県内において、原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者（個人、会社、医療法人）、組合で売上高が減少し、下記要件のいずれかを満たすもの ・セーフティネット保証4号・5号保証、危機関連保証のいずれかを取得 ・普通保証を利用し、売上減少状況等報告書(売上高5%以上減少等)の要件を満たす
資金使途	設備資金および運転資金
限度額	8,000万円
利率	基準金利に対し、県が0.67%を利子補給
URL	<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/korona.html">https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/korona.html</a>
窓口	取扱い金融機関（地方銀行、信用金庫等）

⑨静岡県 国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付（民間金融機関における無利子無担保融資）

内容	県制度融資で国と連携した無利子・無担保・据置最大5年融資	
対象者	受付終了	れかを取得し
資金使途		
限度額		
保証料 金利等		0%減
		まで)
URL	<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/kunicorona.html">https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/kunicorona.html</a>	
窓口	取扱い金融機関（地方銀行、信用金庫等）	



⑩浜松市制度融資 ビジネスサポート資金「新型コロナウイルス感染症対応枠」

内容	新型コロナウイルス感染症により影響を受ける市内中小企業の資金需要に対応する融資
対象者	浜松市内に主たる店舗・工場・事業所を有する従業員 20 名以下の中小企業者、又は、市内に主たる店舗・工場・事業所を有し、かつ新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者
資金使途	設備資金および運転資金
限度額	5,000 万円
利率	年 1.6%以内（市が 0.42%を利子補給した後の利率）
URL	<a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyosomu/koronayushi.html">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyosomu/koronayushi.html</a>
窓口	取扱い金融機関（地方銀行、信用金庫等）

⑪浜松市 新型コロナウイルス感染症対応関連償還利子補助金

内容	⑧「静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」の制度にのっとり借り受けた資金に係る償還利子について、追加補助を実施
補助内容	県が利子補給を行った後の企業の利子負担相当額を補助（実質 3 年間無利子化）
URL	<a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyosomu/sangyosomu/syokannrishi.html">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyosomu/sangyosomu/syokannrishi.html</a>
窓口	浜松市役所産業部産業振興課 総務・金融グループ
電話	053-457-2281

イノベ機構

案内・相談窓口

給付金

資金繰り

納税猶予

補助金

民間金融機関

## (5) 納税等猶予

### ① 国税

→

申請は令和3年2月1日をもって終了だが、やむを得ない事情がある場合は相談可能な場合あり

内容	一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難となる時や、災害で財産を損失した場合などの特定の事情があるときは、税務署に申請することで、最大1年間、納税が猶予される制度
要件	以下の①、②のいずれも満たす方 ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等にかかる収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 ② 個別の事情で一時に納税することが困難であること。
URL	<a href="https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm</a>
窓口	所管の税務署(徴収担当)または国税局猶予相談センター(0120-380-769)

### ② 地方税(県税・市税)

→

申請は令和3年2月1日をもって終了だが、やむを得ない事情がある場合は相談可能な場合あり

内容	新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができる特例制度
要件	以下の1、2のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。 1. 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 2. 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。
URL	<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-140/corona.html">https://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-140/corona.html</a> (県税)
窓口	所管の静岡県財務事務所 浜松市収納対策課 053-457-2251、各市の納税課等

### ③ 社会保険料

内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難となった場合には、猶予制度(「換価の猶予」や「納付の猶予」)が利用可能
要件	<u>1. 換価の猶予</u> 厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。 <u>2. 納付の猶予</u> 次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。 (1) 財産について災害を受け、または盗難にあったこと (2) 事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと (3) 事業を廃止し、または休止したこと (4) 事業について著しい損失を受けたこと
URL	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10382.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10382.html</a>
窓口	管轄の年金事務所

## (6) 補助金（設備投資・販路開拓、新事業展開等）

### 生産性革命推進事業（下記①～③の補助金事業）

国の令和2年度第3次補正により、【新特別枠】として「低感染リスク型ビジネス枠」を設定。補助上限や補助率等を優遇。

#### ※低感染リスク型ビジネス

対人接触機会の減少に資する製品開発、ポストコロナの新サービス、業務工程の非対面化など。詳細要件は各補助金制度の中で設定。

### ①ものづくり・商業・サービス補助金（ものづくり補助金）

内容	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援 (新商品開発、新たな生産方式の導入、新サービス開発などに要する費用の補助)
対象者	中小企業・小規模事業者等
補助上限	原則 1,000 万円
補助率	【通常枠】 中小 1/2、小規模 2/3 【新特別枠】 2/3
対象経費	機械装置・システム構築費、外注費、原材料費等 ※【新特別枠】では、広告宣伝・販売促進費も対象
公募締切	6次締切：5月13日、7次締切：8月頃、8次締切：11月頃、9次締切：2月頃
URL	<a href="https://portal.monodukuri-hojo.jp/">https://portal.monodukuri-hojo.jp/</a>
窓口	ものづくり補助金事務局サポートセンター
電話	050-8880-4053

## ②小規模事業者持続化補助金

内容	<p>【通常枠】小規模事業者が直面する制度変更等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助</p> <p>【新特別枠】感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援</p>
対象者	小規模事業者等（製造業の場合常時使用する従業員の数20人以下）
補助上限	【通常枠】50万円 【新特別枠】100万円
補助率	【通常枠】2/3 【新特別枠】3/4
対象経費	<p>【通常枠】「販路開拓等（または業務効率化）の取組」を実施したことに要する費用 ①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費</p> <p>【新特別枠】 ①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費（オンラインによる展示会等に限る） ④開発費 ⑤資料購入費 ⑥雑役務費 ⑦借料 ⑧専門家謝金 ⑨設備処分費 ⑩委託費 ⑪外注費 ⑫感染防止対策費</p>
公募締切	<p>【通常枠】第5回：6月4日(金)、第6回：10月1日(金)、第7回：2月4日(金)</p> <p>【新特別枠】第1回：5月12日(水)、第2回：7月7日(水)、第3回：9月8日(水) 第4回：11月10日(水)、第5回1月12日(水)、第6回：3月9日(水)</p>
URL	<p>商議所【通常枠】：<a href="https://r1.jizokukahojokin.info/">https://r1.jizokukahojokin.info/</a></p> <p>商工会【通常枠】：<a href="http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/">http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/</a></p> <p>【新特別枠】：<a href="https://www.low-risk-jizokuka.jp/">https://www.low-risk-jizokuka.jp/</a></p>
窓口	地区を管轄している商工会議所・商工会【通常枠】

## ③IT導入補助金

内容	生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア）に補助
対象者	中小企業・小規模事業者等
補助上限	【通常枠】最大450万円 【新特別枠】最大450万円（テレワーク対応類型は150万円）
補助率	【通常枠】1/2 【新特別枠】2/3
対象経費	ソフトウェア費、導入関連費等
類型について	<p>【通常枠】A類型・B類型 ソフトウェア購入費用及び導入するソフトウェアに関連するオプション・役務の費用（A類型は1種類以上、B類型は4種類以上の業務プロセスを保有するソフトウェアを申請）</p> <p>【新特別枠】C類型 非対面化ツールの導入 複数のプロセス間で情報連携されるツールを導入し複数のプロセスの非対面化や業務の更なる効率化を行うことを目的とした事業</p> <p>【新特別枠】D類型 非対面化ツールの導入 テレワーク環境の整備に資するクラウド対応ツールを導入し複数のプロセスの非対面化を行うことを目的とした事業</p>
公募締切	1次：5月14日(金)、2次：7月頃を予定
URL	<a href="https://www.it-hojo.jp/">https://www.it-hojo.jp/</a>
窓口/電話	一般社団法人サービスデザイン推進協議会 / 0570-666-424

#### ④事業再構築補助金

内容	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援
対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請前の直近6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等</li> <li>2. 事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等</li> <li>3. 補助事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成</li> </ol>
補助額	<p>【中小・通常枠】100万円～6,000万円</p> <p>【卒業枠（中小から中堅へ成長）】6,000万円超～1億円</p> <p>※中堅企業は別途枠あり</p>
補助率	<p>【中小・通常枠】2/3</p> <p>【卒業枠（中小から中堅へ成長）】2/3</p> <p>※中堅企業は別途設定あり</p>
対象経費	建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等
公募期間	第1回：4月30日以降年間4回程度公募予定
URL	<a href="https://jigyousaikouchiku.jp/">https://jigyousaikouchiku.jp/</a>
窓口	事業再構築補助金コールセンター 0570-012-088

イノベ機構

案内・相談窓口

給付金

資金繰り

納税猶予

補助金

民間金融機関

### 3. 民間金融機関の支援

#### 【相談窓口・緊急融資】

##### [静岡銀行]

相談窓口：「新型コロナウイルス感染症にともなう相談窓口」を全営業店に設置

相談窓口：中小企業向けの「休日融資相談窓口」を設置

URL: <https://www.shizuokabank.co.jp/notice/detail/4743>

##### [浜松磐田信用金庫]

相談窓口：緊急相談窓口を全営業店に設置（土日も一部対応）

URL: [https://hamamatsu-iwata.jp/topics/news/20201112\\_7221.html](https://hamamatsu-iwata.jp/topics/news/20201112_7221.html)

##### [遠州信用金庫]

相談窓口：相談窓口の設置

URL: [https://www.enshu-shinkin.jp/covid19\\_2020.php](https://www.enshu-shinkin.jp/covid19_2020.php)

---

※浜松地域イノベーション推進機構調べ

予算成立の状況等により制度内容等は変更となる可能性が有ります。

各種支援施策の詳細については、支援を実施する機関のHP等をご確認ください。